

公 告 第 8 6 2 号
令和5年12月25日

事 業 主 様
被 保 険 者 様

東海地区石油業健康保険組合
理事長 山本 浩嗣



公 告 事 項

組合規約の一部変更に関する件

当健康保険組合の加入事業所から事業所廃止の届出があったので、健康保険法施行令第3条第2項の規定により下記のとおり公告します。

記

1. 組合規約第4条別表中の事業所から下記の事業所を削除する。

事 業 所 名	代表者名	所 在 地	備 考
オーモリニッセキ 株式会社	大森 輝英	愛知県一宮市	R05.11.01 事業廃止

附 則 この規約は、全喪の日から適用する。